

平成26年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 13件	
1	秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する件 ・地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年法律第79号）：平成25年11月22日公布、平成26年2月21日施行	○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成25年法律第79号）に伴い、人事行政の運営の状況に関する報告事項を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に職員の休業に関する状況を加えるとともに、規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例を設定する件	○設定理由 職員の配偶者同行休業制度を実施するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 配偶者同行休業は、職員が申請した場合において、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することができることとする。 2 配偶者同行休業の期間は、3年以内とする。 3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、外国での勤務等とする。 4 配偶者同行休業の承認の申請は、当該配偶者同行休業の期間および外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととする。

		5 配偶者同行休業の期間の延長は、当該配偶者同行休業を開始した日から3年を超えない範囲内において申請できること等とする。 6 配偶者同行休業をしている職員の配偶者が、外国に滞在しないこととなり、又は外国滞在事由に該当しないこと等となった場合は、その承認を取り消すこととする。 7 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならないこととする。 8 任命権者は、配偶者同行休業の申請期間について、当該申請をした職員の業務を処理するため、任期付採用又は臨時的任用を行うことができること等とする。 9 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合においては、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして号俸を調整することができることとする。 10 配偶者同行休業をした期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含めないこと等とする。 ○施行期日 公布の日から
3	秋田市市税条例等の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）：平成26年3月31日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○改正理由 地方税法の一部改正（平成26年法律第4号）等に伴い、軽自動車税の税率等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 法人税割の税率を「100分の14.7」から「100分の12.1」に引き下げる。 2 軽自動車税の税率を引き上げる。

		3 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車について、軽自動車税の税率の概ね100分の20を重課する特例について規定する。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 上記1は平成26年10月1日から、2は平成27年4月1日から、3は平成28年4月1日から、4は一部を除き平成26年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
4	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）：平成25年12月13日公布、一部を除き平成26年6月12日施行	○改正理由 薬事法の一部改正（平成25年法律第103号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
5	秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する件	○改正理由 社会福祉審議会の処理する事務に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に係る事務を加えることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 社会福祉審議会の処理する事務に、幼保連携型認定こども園の認可等に関し必要な事項の調査審議等を加えることとする。 ○施行期日 規則で定める日から

6	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）：平成24年8月22日公布、一部を除き政令で定める日施行	○改正理由 児童福祉法の一部改正（平成24年法律第67号）等に伴い、保育所の設備および運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 保育所が設けなければならない規程について規定する。 2 乳児又は満3歳に満たない幼児を入所させる保育所に沐浴室等を設けなければならないこと等とする。 3 保育所は、業務の質の評価を自ら行うこと等とする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
7	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）：平成24年8月22日公布、一部を除き政令で定める日施行	○設定理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容および水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないこと等とする。 2 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準等について規定する。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

8	秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）：平成24年8月22日公布、一部を除き政令で定める日施行	○設定理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成24年法律第66号）に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならないこととする。 2 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営に関する基準等について規定する。 3 幼保連携型認定こども園は、沐浴室、調乳室等を設けなければならないこととする。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
9	秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）：平成24年8月22日公布、一部を除き政令で定める日施行	○設定理由 児童福祉法の一部改正（平成24年法律第67号）に伴い、家庭的保育事業等の設備等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならないこと等とする。 2 次に掲げる家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準等について規定する。 (1) 家庭的保育事業 (2) 小規模保育事業 - ア 小規模保育事業A型

		イ 小規模保育事業B型 ウ 小規模保育事業C型 (3) 居宅訪問型保育事業 (4) 事業所内保育事業 3 2の(2)ア、(2)イおよび(4)については、 沐浴室、調乳室等を設けなければならない こととする。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の 施行に関し必要な経過措置を規定する。
10	秋田港振興センター条例の一部を 改正する件	○改正理由 秋田港振興センターにおいて指定管理者 が行う業務を改めるため、改正しようとす るもの ○改正要旨 指定管理者が行う業務に、秋田港振興セ ンターにおける催しの企画等に関すること を加える。 ○施行期日 平成27年4月1日から
11	秋田市ポートタワー条例の一部を 改正する件	○改正理由 ポートタワーの施設および利用料金を改 めるとともに、規定を整備するため、改正 しようとするもの ○改正要旨 1 センターホールに係る規定を削り、新 たに3階展望室の利用料金を定める。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例 の施行に関し必要な経過措置を規定する。
12	秋田市宅地開発に関する条例の一 部を改正する件	○改正理由 市街化調整区域における開発行為等の許 可基準を改めるとともに、規定を整備す るため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第

		34条第11号の条例で指定する土地の区域について規定する。 2 都市計画法第34条第11号の条例で定める開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途等について規定する。 3 市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為に、特定の区域における特定の用途の建築物の建築を目的として行う開発行為を加える。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年7月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
13	秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）： 平成25年12月27日公布、一部を除き公布の日施行	○改正理由 消防法施行令の一部改正（平成25年政令第368号）に伴い、屋外催しに係る防火管理等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 新たに祭礼等の多数の集合する催しに際して液体燃料を使用する器具を使用する場合の基準を加える。 2 消防長は、祭礼等の多数の者の集合する屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこと等とする。 3 指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画を消防長に提出しなければならないこと等とする。 4 消防署長に届け出なければならない行為に、新たに祭礼等の多数の者の集合す

		る催しに際して行う液体燃料等を使用する器具を使用する露店等の開設を加える。 5 指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとする。 6 法人でない団体で代表者等の定めのあるものに対し、罰則を科すること等とする。 7 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年8月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
	「 単 行 案 」 10件	
14	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）：平成26年3月31日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○地方税法の一部改正（平成26年法律第4号）に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成26年3月31日 ○改正要旨 浸水防止用設備等に係る固定資産税の課税標準の特例等について規定した。 ※専決処分した理由 地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
15	秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成26年総務省令第35号）：平成26年3月31日公布	○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成26年総務省令第35号）に伴い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認

	布、平成26年4月1日施行	を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成26年3月31日 ○改正要旨 産業集積区域内における固定資産税の課税免除の適用期限を平成28年3月31日まで延長した。 ※専決処分した理由 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
16	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）：平成26年3月31日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○地方税法施行令の一部改正（平成26年政令第132号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成26年3月31日 ○改正要旨 1 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。 現行「14万円」→改正後「16万円」 2 介護納付金課税額の限度額を引き上げた。 現行「12万円」→改正後「14万円」 3 保険税の減額をする所得判定基準を改めた。 ※専決処分した理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

17	地方独立行政法人市立秋田総合病院中期計画に関する認可の専決処分について承認を求める件	○地方独立行政法人市立秋田総合病院中期計画に関する認可のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成26年4月1日 ○要旨 1 中期計画で定める記載項目 (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (4) 短期借入金の限度額 (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (6) 剰余金の使途 (7) 料金 (8) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 2 中期計画の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間 ※専決処分した理由 地方独立行政法人市立秋田総合病院の設立に伴い、同法人が定める中期計画に関する認可について特に緊急を要し、議会の招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
18	公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件	○公立大学法人秋田公立美術大学に出資した車庫を撤去することに伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項

19	市道路線を廃止する件	○同一規格の路線等を整理するため、市道路線を廃止しようとするもの ・廃止路線 3路線 704.10m ※提出根拠法：道路法第10条第3項
20	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 11路線 延長3,258.70m ・認定後の市道路線延長 約2,010.0km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
21	はしご付消防ポンプ自動車を買入れる件	○はしご付消防ポンプ自動車を買入れようとするもの ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 213,084,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成26年12月19日 ・主要諸元 - 条 件 はしご付消防ポンプ自動車 35m級 - 全 長 12,000mm以下 - 全 幅 2,500mm以下 - 乗車定員 6名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
22	消防ポンプ自動車を買入れる件	○消防ポンプ自動車を買入れようとするもの ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 29,916,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成27年1月30日 ・主要諸元 - 条 件 消防ポンプ自動車CD-I型 - 全 長 5,900mm以下 - 全 幅 2,000mm以下 - 乗車定員 5名

		積載水量 600リットル以下 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
23	河辺消防署本署改築工事請負契約を締結する件	○河辺消防署本署改築工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎 27-1ほか21筆 ・契約金額 303,480,000円 ・契約先 足利・水原・石井建設工事 共同企業体 ・工期 平成27年5月29日まで ・工事概要 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 3,398.80㎡ 建築面積 696.65㎡ 延べ面積 844.96㎡ 外構工事 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
	「 予 算 案 」 2 件	
24	平成26年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
25	平成26年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
	「 追加提案 」	
	「 人 事 案 」 3 件	
26	秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件	○固定資産評価員佐藤佐太幸氏の辞任（平成26年6月30日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ※提出根拠法：地方税法第404条第2項

27	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員木村清志氏の任期満了（平成26年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
28	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員加賀谷ユウ子氏の任期満了（平成26年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項